

建設業許可申請手続き -平成30年度版- 新旧表
(H30年4月発行)

令和2年4月1日

頁	項番等	新	旧	備考
3	目次 2 1	<u>欠格要件に係る提出書類</u>	<u>登記されていないことの証明書、身分証明書</u>	法令改正に伴うもの (法、規則の一部改正)
14	解体工事 【例示】	・家屋、 <u>ビル</u> を解体する工事。	・家屋、 <u>歩道橋</u> を解体する工事。	誤記入
24	< 解説 >	法人の場合は役員及び令第3条に規定する使用人 (以下略)	法人の場合は役員、相談役、顧問及び令第3条に規定する使用人 (以下略)	誤記載
24	(5) 欠格要件等	2 略 ① <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> ～②～⑦略～ ⑧ <u>心身の故障により建設業を適正に営むことができない者</u> <u>(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)</u>	2 略 ① <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u> ～②～⑦略～ (新設)	法令改正に伴うもの (法、規則の一部改正)

頁	項番等	新	旧	備考
24	《解説》	<p>法人の場合は役員及び令第3条に規定する使用人（従たる営業所の支店長、営業所長等）の全員について、個人の場合は本人及び支配人（支配人登記をしている者に限る。）の全員について、<u>上記2①及び⑧の欠格要件に該当しない旨を証する次の書類がそれぞれ必要です。</u>（p111～112-2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ・次の(1)、(2)の書類のいずれか (1) 成年被後見人又は被保佐人に該当し <u>ないことを証明する法務局発行の登記事項証明書及び市町村の長の証明書（身分証明書）</u> (2) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨とその根拠を記載した医師の診断書 	<p>法人の場合は役員、相談役、顧問及び令第3条に規定する使用人（従たる営業所の支店長、営業所長等）の全員について、個人の場合は本人及び支配人（支配人登記している者に限る。）の全員について、<u>下記書類がそれぞれ必要です。</u>（p111～112参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記されていないことの証明書 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の法務局発行の証明書 ・身分証明書 成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書 	<p>誤記載</p> <p>法令改正に伴うもの （法、規則の一部改正）</p>
27	下段	午前9時30分～午後3時30分	午前9時から11時、 午後1時から4時	相談コーナーに係る受付時間の変更
33	中段	<p>※電算入力用紙とは、次のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可申請書（様式第一号） ・経營業務の管理責任者証明書（様式第七号） ・専任技術者証明書（様式第八号） （削除） ・健康保険等の加入状況（様式第二十号の三） 	<p>※電算入力用紙とは、次のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可申請書（様式第一号） ・経營業務の管理責任者証明書（様式第七号） ・専任技術者証明書（様式第八号） ・国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第十一号の二） ・健康保険等の加入状況（様式第二十号の三） 	<p>法令改正に伴うもの （規則の一部改正）</p>
33, 134	下段	（削除）	○国土交通大臣許可の場合	<p>法令改正に伴うもの （法、規則の一部改正）</p>
33, 35, 37, 38, 134～139	（該当箇所）	登記されていないことの証明書又は医師の診断書	登記されていないことの証明書	<p>法令改正に伴うもの （法、規則の一部改正）</p>

頁	項番等	新	旧	備考
34	中段	<p>(1) 行政書士の方が代理人として記名・押印できる書類 ・建設業許可申請書(様式第一号) (削除) ・変更届出書(様式第二十二号の二) ・変更届出書(決算報告) ・届出書(様式第二十二号の三) ・廃業届(様式第二十二号の四) ・専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号)(交代に伴う削除届(区分4)に限る) ・健康保険等の加入状況(様式第二十号の三)</p>	<p>(1) 行政書士の方が代理人として記名・押印できる書類 ・建設業許可申請書(様式第一号) ・<u>国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第十一号の二)</u> ・変更届出書(様式第二十二号の二) ・変更届出書(決算報告) ・届出書(様式第二十二号の三) ・廃業届(様式第二十二号の四) ・専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号)(交代に伴う削除届(区分4)に限る) ・健康保険等の加入状況(様式第二十号の三)</p>	法令改正に伴うもの (規則の一部改正)
35, 135	表中段	<p>閲覧対象外法定書類 表紙 (略) (2行削除) (略)</p>	<p>閲覧対象外法定書類 表紙 (略) <u>第十一号の二国家資格者等・監理技術者一覧表</u> <u>国家資格者等・監理技術者一覧表の添付書類</u> (略)</p>	法令改正に伴うもの (規則の一部改正)
35, 37, 38, 135	営業所の 確認資料	<p>閲覧対象外法定書類 表紙 (略) 株主(出資者)調書 <u>営業所の確認資料</u> 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書</p>	<p>閲覧対象外法定書類 表紙 (略) 株主(出資者)調書 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書</p>	取扱いの変更
35, 37, 38, 135	営業所の 確認資 料、令第 3条の使 用人の常 勤資料	<p>確認資料 表紙 (略) 専任技術者の経験の確認資料 (2行削除) 健康保険等に関する確認資料</p>	<p>確認資料 表紙 (略) 専任技術者の経験の確認資料 <u>令第3条使用人の常勤資料</u> <u>営業所の確認資料</u> 健康保険等に関する確認資料</p>	取扱いの変更

頁	項番等	新	旧	備考
35	9 確認資料 に関する 添付書類 説明	経営業務の管理責任者の <u>常勤</u> の確認書類 P55	経営業務の管理責任者の <u>経験</u> の確認書類 P55	誤記載
39	(1) 2つ 目の・、 (2)(3) 4つ目 の・	(削除)	令第3条に規定する使用人の常勤を確認するための書類	ガイドライン改正
41	項番13の 内容	法人又は個人の別	資本金額又は出資総額	誤記載
57	6	過去に神奈川県知事許可業者の経営業務の管理責任者として証明された者を再度証明する場合 <u>(神奈川県知事許可以外は不可)</u> 今回の申請又は届出に添付する経営業務の管理責任者証明書と、過去に作成し証明された経営業務の管理責任者証明書の記載内容が同様である場合、p56の①役員又は事業主の裏付け資料、②建設業に係る経営業務を行っていた裏付け資料は省略することができます。その際、過去の建設業許可申請書及び経営業務の管理責任者証明書の副本の写しを確認資料に添付し、原本を提示して下さい。変更届の場合は、経営業務の管理責任者証明書で可。(平成27年4月1日以降に提出された変更届の場合は変更届出書(様式第二十二号の二)も必要。)	過去に神奈川県知事許可業者の経営業務の管理責任者として証明された者を再度証明する場合 <u>(神奈川県知事許可以外は不可)</u> 今回の申請又は届出に添付する経営業務の管理責任者証明書と、過去に作成し証明された経営業務の管理責任者証明書の記載内容が同様である場合、p56の①役員又は事業主の裏付け資料、②建設業に係る経営業務を行っていた裏付け資料は省略することができます。その際、過去の建設業許可申請書及び経営業務の管理責任者証明書の副本の写しを確認資料に添付し、原本を提示して下さい。変更届の場合は、専任技術者証明書、実務経験証明書で可。(平成27年4月1日以降に提出された変更届の場合は変更届出書(様式第二十二号の二)も必要。)	誤記載
62	右枠 必要書類 (一般・ 特定共 に)	・資格者証(技術検定合格証明書、技術士免状、免許証など)写し(原本提示又は原本証明)(p65参照)	・資格者証(技能検定合格証明書、技術士免状、免許証など)写し(原本提示又は原本証明)(p65参照)	誤記載

頁	項番等	新	旧	備考
67～	有資格区分コード一覧表(一般)	資格コード：3 1 資格区分(一般)：一級電気通信工事施工管理技士 建設業の種類 通：7 資格コード：3 2 資格区分(一般)：二級電気通信工事施工管理技士 建設業の種類 通：7	(新設)	法令改正に伴うもの(規則の一部改正)
〃	〃	資格コード：3 6 資格区分(一般)：基幹技能者 建設業の種類：登録基幹技能者講習修了証に記載される工事に 応じたもの。別添有資格コード一覧(一般建設業)のとおり。 ※登録番号2、6、10、22、30の講習については、講習修了証 に「この者は〇〇(建設業の種類)について、建設業法第26条 第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」 と表示されたものに限る。	(新設)	法令改正に伴うもの(規則の一部改正)
67～74	資格コード表	別紙1に差替え		法令改正に伴うもの(規則の一部改正)
71～	有資格区分コード一覧表(特定)	資格コード：3 1 資格区分(特定)：一級電気通信工事施工管理技士 建設業の種類 通：9 資格コード：3 2 資格区分(特定)：二級電気通信工事施工管理技士 建設業の種類 通：8	(新設)	法令改正に伴うもの(規則の一部改正)

頁	項番等	新	旧	備考
〃	〃	<p>資格コード：36 資格区分(特定)：基幹技能者※ 建設業の種類：登録基幹技能者講習修了証に記載される工事に 応じたもの。別添有資格コード一覧(特定建設業)のとおり。</p> <p>※講習修了証に「この者は〇〇(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と表示されたものに限る。</p>	(新設)	法令改正に伴うもの (規則の一部改正)
79	令第3条 使用人一覧表 記載要領	(削除)	現在常勤であることの確認資料を添付すること。(必要な常勤確認資料は、p61に記載されている専任技術者のものと同じ)	ガイドライン改正
80～ 82,154	全て	(4ページ削除)	様式第十一号の二の記入説明	法令改正に伴うもの (規則の一部改正)
109	(6) (7)	(削除)	(6) 国家資格者等・監理技術者一覧表の添付書類 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤確認資料	法令改正に伴うもの (規則の一部改正)
111、 111-2 (新設)	全面	別紙2「21 欠格要件に係る提出書類」のとおり	(新設)	法令改正に伴うもの (法、規則の一部改正)

頁	項番等	新	旧	備考
112-2 (新設)	全面	別紙3「診断書(参考様式)」のとおり	(新設)	法令改正に伴うもの (法、規則の一部改正)
113	(1) (2)	(削除)	(1) 案内図、(2) 営業所の所有状況	ガイドライン改正
113	下段	注意事項 ・他社と建物やフロアを共有している場合などは、必ず他社と分離独立されていることが必要です。(部屋が別であることや、同一部屋ならばパーティションで区切られ、それぞれ電話、事務什器、商号表示があること。) <u>その場合、営業所の区画を示した見取図等を併せて提出してください。</u>	注意事項 ・他社と建物やフロアを共有している場合などは、必ず他社と分離独立されていることが必要です。(部屋が別であることや、同一部屋ならばパーティションで区切られ、それぞれ電話、事務什器、商号表示があること。)	誤記載
114～ 115	全て	(2ページ削除)	営業所所在地案内図、申立書の記載例	ガイドライン改正
116	営業所写真貼付け用紙	別紙4に差替え		ガイドライン改正
118, 119	表中	(略) (削除) (略) 株主(出資者)調書(第十四号) <u>営業所の確認資料</u> 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (略)	(略) <u>国家資格者等・監理技術者一覧表(第十一号の二)及び添付書類</u> (略) 株主(出資者)調書(第十四号) <u>営業所の確認資料</u> 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (略)	法令改正に伴うもの (規則の一部改正)
120	表中	(削除)	営業所の確認資料 (案内図、所有状況、写真の順)	取扱いの変更
123	図右端	・①又は②の対応ができなかった場合、解体工事業の許可は <u>取り消</u> します。 ・対応ができなかった場合、解体工事業の許可は <u>取り消</u> します。	・①又は②の対応ができなかった場合、解体工事業の許可は <u>失効</u> します。 ・対応ができなかった場合、解体工事業の許可は <u>失効</u> します。	ガイドライン改正

頁	項番等	新	旧	備考
123	下段	原則、同一の者が複数業種の実務経験を証明する場合、 <u>実務経験期間の重複は認められません。ただし、平成28年5月31日までに請け負った解体工事の実績は重複して計上することができます。</u>	原則、同一の者が複数業種の実務経験を証明する場合、 <u>実務経験期間の重複は認められません。ただし、平成28年5月31日までに旧とび土工工事の許可を受けて請け負った解体工事の実績は、重複して計上することができます。</u>	他県との調整
133	下段	(削除)	○国土交通大臣許可について	法令改正に伴うもの (法、規則の一部改正)
137	N02	①商業登記簿謄(抄)本又は履歴事項全部証明書	①商業登記簿謄(抄)本又は履歴事項全部証明書 <u>(p138留意事項参照)</u>	誤記載
139	N013	(削除)	国家資格者等・監理技術者についての記載	法令改正に伴うもの (規則の一部改正)
139	(2)3つ目の・	(削除)	令第3条に規定する使用人の常勤を確認するための書類	ガイドライン改正
156	11届出書(様式第二十二号)の三	(5)建設業法第8条第1項及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合	(5)建設業法第8条第1項及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合	法令改正に伴うもの (法、規則の一部改正)
162	下段	http://www.pref.kanagawa.jp/	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p870127.html	ホームページにかかるデータ保存領域の変更

頁	項番等	新	旧	備考
〃	上段	県平塚合同庁舎売店(平塚市西八幡1 - 3 - 1) 電話連絡 0463- 22- 2711(代)	(新設)	販売場所の追加 (従前販売所の継続)